

議案第 13 号

令和 3 年度鳩山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度鳩山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,100千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,074千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和 4 年 3 月 1 日提出

埼玉県比企郡鳩山町長

小 峰 孝



第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 町 債		6,300	△2,100	4,200
	1 町 債	6,300	△2,100	4,200
歳 入	合 計	49,174	△2,100	47,074

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 施設費		15,882	45	15,927
	1 施設管理費	15,882	45	15,927
2 事業費		8,663	△2,145	6,518
	1 農業集落排水事業費	8,663	△2,145	6,518
歳 出	合 計	49,174	△2,100	47,074

第2表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公営企業会計適用債	6,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、その他の金融機関の資金についてはその融資条件による。ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	4,200	補正前に同じ		
合 計	6,300				4,200			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 町 債	6,300	△2,100	4,200
歳入合計	49,174	△2,100	47,074

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 施設費	15,882	45	15,927	0	0	0	45
2 事業費	8,663	△2,145	6,518	0	△2,100	0	△45
歳出合計	49,174	△2,100	47,074	0	△2,100	0	0

2 歳 入

(款) 6 町 債			(項) 1 町 債			(単位 : 千円)	
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1公営企業会計適用債	6,300	△2,100	4,200	1公営企業会計適用債	△2,100	○公営企業会計適用債	△2,100
						公営企業会計を適用していない地方公営企業が、地方公営企業法を適用するための財務規定等を整備する経費に対する起債	
						起債充当率 : 100%	
計	6,300	△2,100	4,200				

3 歳 出

(款) 1 施 設 費

(項) 1 施設管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国 支 出	県 金	地 方 債					そ の 他
1維持管理費	15,882	45	15,927				45	10 需 用 費	△30	光熱水費 電気料金	△30 △30
								12 委 託 料	75	処理施設汚泥処理業務委託料	75
計	15,882	45	15,927				45				

(款) 2 事 業 費

(項) 1 農業集落排水事業費

1農業集落排水事業費	8,663	△2,145	6,518		△2,100		△45	12 委 託 料	△2,145	固定資産台帳整備業務委託料 △2,145
					(地) 公営企業会計適用債 △2,100					
計	8,663	△2,145	6,518		△2,100		△45			